

令和3年2月13日福島県沖地震で被害を受けた方へ

罹災証明書・被災証明書の申請受付について

令和3年2月13日(土)の福島県沖地震により、家屋が損壊するなどの被害を受け、証明書が必要な方に対し、交付申請の受付を開始します。

申請には、被災程度が分かる写真と本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)をご持参ください。

なお、「罹災証明書」は、現地調査を行ったうえで発行しますので、申請から発行までお時間をいただきます。

【罹災証明書(住家に限る)】

「住家」とは現実に居住のために使用している建物で、社会通念上の住家であるかどうかは問いません。(一般的な「住宅」であっても、居住していなければ住家ではありません。)

【罹災証明とは】 自然災害による「住家」の被害程度(全壊、大規模半壊、半壊、など)を証明するものです。発行にあたり家屋の被害状況について、現地調査を行います。

【申請対象】 新地町内にある住家(災害発生時に居住していた家屋)

【被災証明書(住家以外)】

【被災証明とは】 自然災害による「住家以外の物件」の被害について、写真等で確認し、被災者から被災の届け出があった旨を証明するものです。現地調査は行わず、被害程度の判定も行いません。

【申請対象】 新地町内にある住家以外の物件:非住家の建物(別荘・空き家など)、事務所、工場、納屋、ガレージ、塀、車輜、フェンス など

【申請手続きについて】

記入例は裏面に記載

【受付期間】 2月24日(水)～3月15日(月) ※土日祝祭日を除く
午前9時～午後4時まで

【受付場所】 2月24日(水)～2月26日(金) 役場1階 103会議室
3月 1日(月)～3月15日(月) 税務課前(ロビー中央)

※新型コロナウイルス感染症防止対策として、窓口申請時の混雑を避けるため、郵便による申請にご協力願います。

【申請に必要なもの】

○本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
※郵送の場合は写しを同封ください。

○被災の程度が分かる写真

※代理人が申請を行う場合は、委任状が必要です。(同一世帯または同居の方が申請する場合は委任状は不要です。)

【発行手数料】 無料

【申請用紙】 町ホームページからダウンロード、または税務課窓口などに常備しますので必要に応じお持ちください。
※申請用紙は白色紙でも使用できます。

●問い合わせ先 新地町税務課 ☎0244-62-2119

郵送する際の宛先です。→
右記のとおり記載するか、
切り取って封筒に貼ってください。

〒979-2792

新地町役場 税務課
罹災・被災証明書担当 行き